**赤井川村地域福祉計画（案）に対する**

**意見募集（パブリックコメント）の実施について**

赤井川村では、地域住民や、地域の多様な主体が「わがこと」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざすため、令和元年度に本計画を策定しました。

この度、計画期間の終期に伴って見直しを実施し、内容を改定した素案がまとまりましたので、この素案に対する意見を村民の皆様から募集いたします。

１．「赤井川村地域福祉計画」とは

地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるようまとめ、束ねる役割を担います。

赤井川村では、自分の住む地域でこどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が尊重され、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民や地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、｢我が事｣のように、｢丸ごと｣つながり合える地域をともに力を合わせてつくる｢地域共生社会｣の実現をめざし、計画の改定を進めています。

２．意見募集する構想案

　「赤井川村地域福祉計画（案）」

　　計画期間：令和６(2024)年度～令和１１(2029)年度

３．意見募集期間

　令和６年２月２８日（水）から令和６年３月１３日（水）午後５時まで

４．意見の提出ができる方

　計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

　①村内に住所を有する方

　②村内に通勤されている方

　③村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等

　④村内で活動されている各種団体

５．計画素案の閲覧

　①赤井川村健康支援センター 保健福祉課 福祉係窓口

②赤井川村ホームページ掲載

６．意見提出の方法

　別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。

様式は、赤井川村健康支援センター 保健福祉課 福祉係窓口、または赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

（１）赤井川村役場保健福祉課へ直接、または郵送により提出

（２）FAXによる提出：FAX 0135-35-2051

（３）電子メールによる提出：hokenfukushika2◆vill.akaigawa.lg.jp

(「◆」を「@」に変換願います。)

※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場で

ご意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメントとしてお受けすることはできません。

７．意見概要の公表

　皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに、後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に対する直接の回答はいたしません。

※ご意見以外の内容（住所・氏名等）は、公表されることがありません。